



基安計発0619第1号  
平成27年6月19日

港湾貨物運送事業労働災害防止協会  
専務理事殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部計画課長

労働災害防止対策費補助金における不適切な経理処理の再発防止等について

貴協会に補助している労働災害防止対策費補助金について、平成23年度から平成25年度分を改めて審査したところ、その一部に、下記のとおり不適切な事務処理を行っていることが確認された。

これは、貴協会の補助金の適正な会計処理に対する認識が十分でなかったこと、また、総支部・支部に対する指導・監査等が十分に行われていなかったこと等が一因となったものであり、誠に遺憾である。

ついては、かかる状況を真摯に受け止め、今後、このような事態が生じないよう、適正な会計経理に対する認識の徹底、総支部・支部に対する指導及び監査の強化など、適切な再発防止対策を取りまとめ、平成27年7月17日までに報告されたい。

#### 記

- 1 港湾パトロール事業における不適切な事務処理
  - (1) パトロール員に支払うべき日当等が、同額を寄付する旨の承諾書をもって、実際の支払処理を行っていなかったこと。
  - (2) 上記、寄付承諾書のうち、パトロール員個々人の寄付の意思を客観的に確認するには不十分なものがあったこと。
- 2 安全教育ソフトの作成における不適切な事務処理  
契約段階において納品されるべきものに係る定めがなく、かつ、納品後の検収について客観的な確認ができる方法を探らずに経費支出を行ったこと。